

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化（No.161 全国知事会・全国市長会・全国町村会共同提案）

具体的な支障事例

人員配置基準

放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。
（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第2項本文）

- 常勤可能な支援員を確保できないため、課題となっている未開設校区における学童保育所開設ができていない状況である。
- 新たなクラブ室を確保できても、放課後児童支援員等の確保が困難で分割できないため、大規模クラブとして手狭なまま運営する選択しかできない。
- 4 ○ 少人数の児童クラブで、土曜日など1～2人の児童しかいないときにも、支援員を2名常時配置しなければならず、支援員を確保しきれない。

人員資格基準

放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項 各号（略））

* 平成32年3月31日までの間、経過措置（附則第2条）

- 十分な知識、技能、実績があっても、高校卒業資格がないために放課後児童支援員になることができず、人材の確保と運営体制の維持ができない。
- 離島では従事者の確保が困難であり、放課後児童支援員の資格取得のための研修会へ参加する際には海上移動が必要で1週間程度を要する。長期不在による他の支援員への負担が重く、研修受講中に人員不足となり基準を満たせなくなり、受講できない。

支障事例調査における意見について

- ・ 児童厚生員については、民間の認定資格ではあるものの、児童館連絡協議会が資格取得を促進し、児童健全育成活動についての知識を修得しているため、放課後児童支援員と同等の資格を有する者として認めても差し支えないと考える。
- ・ 実務経験を持つ保育士、幼稚園教諭、看護師、准看護師、教員OB、社会福祉主事や福祉経験のある地方公務員OB等を活用することにより、支援員と同等程度のサービスを期待できると考える。
- ・ (小規模・少人数の放課後児童クラブに対する基準緩和として)保育所の配置基準を参照しても、健常児5名程度の児童を支援員1名体制で見ることについて、安全面や育成・支援について問題があるとは考えにくい。

(支障事例調査から抜粋)



国は、「参酌化すべき基準」やガイドラインにより、望ましい方向性を示し、地方が自らの責任において検討し、条例を制定することで、地域の実情に応じ、子どもの安全やサービスの質を確保した上で、事業を実施することが可能。
また、活用可能と考えられる資格者を支援員として活用することにより、新たな人材の確保や女性の高齢者の活用にも資することが可能。

「従うべき基準」の廃止・参酌化の必要性

「従うべき基準」のため、地域の実情に応じた施設の設置・運営に支障をきたしている。

(基準が全国一律で、地域の実情に合っていない。)







都市部・地方部の双方で支障が生じており、場当たりの財政支援や局所的な要件緩和、経過措置の延長では、対応できない。



国による一律の基準ではなく、地方が自ら、地域の特性を踏まえて創意工夫を行うことで、質の確保は十分に可能

道路運送法第21条に基づく実証運行期間の緩和（No.77 全国市長会提案）

現状		課題
地域住民の利便性を損なわないためには、実証運行から本格運行への移行に切れ目のない運行が必要		法4条の許可申請に係る標準処理期間を考慮すると、 事業検証のためのデータ収集期間が1年未満 となる
冬期の降雪量が多い地域では、季節によって利用者数や運行状況が大きく異なるなど、年間を通じた検証データの収集が必要		上記により、年度下半期の利用状況の検証を 十分に本格運行の計画に反映できない
路線バスからデマンドタクシーへの移行は利用方法が大きく変わるため、改善策の検討など地域住民との調整に時間を要する		検証が短いことから、 利用者のニーズを十分に反映できない
21条許可の期限終了までに適切な運行形態が判断できないと、本格運行への移行後も運行形態の変更が必要となる		行政内の事務負担の増加

43

再申請がなされた場合、再度許可を行う旨を所管省庁が回答しているが、再度の住民周知に係る住民・行政双方の負担の増加、地域公共交通会議・予算計上等の手続きや関係機関との調整に係る事務負担が増加することから、**再申請ではなく、地域の実情を踏まえた実証運行期間の設定が必要。**

本格運行後の変更事例（他地区のデマンドタクシー）

- 運行ダイヤの変更（当初想定していなかった通学利用への対応）
- 定期券・回数券の設定（通学利用への対応に伴うもの）
- 運行エリアの変更（地域からの要望）